

## 休眠預金等活用法に基づく休眠預金等代替金に関する取扱いについて

(休眠預金等活用法の対象となる預金)

当座預金、普通預金、貯蓄預金、総合口座、決済用普通預金、納税準備預金、別段預金  
定期預金等（注1）、通知預金、積立式定期預金、定期積金、非居住者円預金（注2）

(注1) 定期預金等とは下記の預金のことをいいます。

期日指定定期預金、自由金利型定期預金、自由金利型定期預金（M型）  
変動金利定期預金、利息分割受取型定期預金

(注2) 非居住者円預金とは下記の預金のことをいいます。

非居住者円当座預金、非居住者円普通預金、非居住者円通知預金、非居住者円定期預金

(休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この預金が休眠預金となった場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 第1項の場合、預金者等は、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
  - ① この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって前項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
  - ① 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
  - ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

以 上

西日本シティ銀行